

退職時 1 年前より 4 号給を超える上位の号給で退職した場合の

特別負担金計算給料額について

1 根拠規定（退職手当に関する納付金及び負担金条例）

第 2 条 （略）

2 （略）

3 特別負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第 2 条の 3、第 6 条の 5、附則第 4 項、附則第 19 項及び市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 3 号。以下「条例第 3 号」という。）附則第 2 条第 1 項、附則第 3 条並びに附則第 5 条の規定により支給される退職手当の額と条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額との差額
- (2) 前項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 1 項（11 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）、第 4 条第 1 項（11 年以上 25 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）、第 5 条第 1 項（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることによる退職又は 25 年以上の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）並びに附則第 4 項及び第 19 項の規定による退職をし、退職手当の支給を受ける場合は、条例第 3 条のその者の都合による退職をしたと仮定した場合の退職手当（第 3 号に規定する号給で計算した額）の基本額との差額
- (3) 前各号のうち、給料月額が退職 1 年前の号給より 4 号給を超える上位の号給に昇給した場合においては、その支給される退職手当の額と 4 号給で計算した退職手当の基本額との差額
- (4) 条例第 12 条（失業者の退職手当）の規定による退職手当の支給を受ける場合は、その退職手当の額に相当する額
- (5) 条例第 3 号附則第 8 条の規定による退職手当の支給を受ける場合は、条例第 7 条の規定による退職手当の額との差額

2 特別負担金計算給料額の算定方法について

(1) 退職時 1 年前より 4 号給を超える号給で退職した場合

①当該期間（1 年間）中において、給料表の改正等がない場合

【計算例】

令和 2 年 9 月 3 0 日（退職時）	2 7 6, 7 0 0 円（3 級 3 0 号給）
令和元年 9 月 3 0 日（退職時 1 年前）	2 6 5, 7 0 0 円（3 級 2 4 号給）
退職 1 年前の 4 号上位の給料額	2 7 3, 1 0 0 円（3 級 2 8 号給）

特別負担金計算給料額	2 7 3, 1 0 0 円
------------	----------------

2 7 6, 7 0 0 円×支給率+調整額部分=実支給退職手当額…④

2 7 3, 1 0 0 円×支給率+調整額部分=4 号上位の場合の退職手当額…⑤

④－⑤＝特別負担金

②当該期間（１年間）中において、給料表の改正等がある場合

【計算例】

令和２年３月３１日（退職時）	２７７，０００円（３級３０号給）
平成３１年４月１日（給料表改正）【新給料表】	２６６，５００円（３級２４号給）
平成３１年３月３１日（退職時１年前）【旧給料表】	２６５，７００円（３級２４号給）
退職１年前の４号上位【新給料表】	２７３，６００円（３級２８号給）
特別負担金計算給料額 ２７３，６００円	

（２）退職時から遡って１年前までの間に昇任した場合

①当該期間（１年間）中において、給料表の改正等がない場合

【計算例】

令和２年９月３０日（退職時）	２９２，６００円（４級１６号給）
令和元年９月３０日（退職時１年前）	２８０，３００円（３級３２号給）
退職時１年前の直近上位の４号上位	２８８，６００円（４級１４号給）
特別負担金計算給料額 ２８８，６００円	

<直近上位の４号上位の算定方法>

退職時１年前の給料額２８０，３００円の直近上位の給料額を退職時の４級で探すと、
２８０，４００円（４級１０号給）になる。ここから４号給上位なので「４級１４号給」になる。

②当該期間（１年間）中において、給料表の改正等がある場合

【計算例】

令和２年３月３１日（退職時）	２８１，２００円（４級１０号給）
平成３１年４月１日（給料表改正）【新給料表】	２６０，０００円（３級２０号給）
平成３１年３月３１日（退職時１年前）【旧給料表】	２５８，９００円（３級２０号給）
退職時１年前の直近上位の４号上位【旧給料表】	２７０，５００円（４級５号給）
退職時１年前の直近上位の４号上位【新給料表】	２７１，６００円（４級５号給）
特別負担金計算給料額 ２７１，６００円	

<直近上位の４号上位の算定方法>

退職時１年前の給料額２５８，９００円の直近上位の給料額を退職時の４級で探すと、
２６３，０００円（４級１号給）になる。ここから４号給上位なので「４級５号給」になる。
新給料表の４級５号給の２７１，６００円が特別負担金計算給料額になる。